

ID: 157

担当部署: 町民課

処分の概要	高額介護サービス費の助成決定		
例規名 根拠条項	聖籠町介護事業実施規則 第47条		
例規番号	平成12年 規則第17号		
<p>【根拠条文】 (助成の決定) 第四十七条 町長は、前条に定める申請書を受理したときは、内容を審査し、その結果を聖籠町介護事業(経済支援)支給決定通知書(別記様式第八号)により、申請者に通知するものとする。</p> <p>【基準】 第44条及び第45条の規定による。</p> <p>(目的) 第四十四条 条例第十八条第一項第七号に規定する高額介護サービス費助成事業は、法で定める高額介護サービス費の負担軽減の第三階層区分を町独自に第四階層区分まで当てはめることで、利用料負担の軽減を図ることを目的とする。</p> <p>(事業対象者) 第四十五条 事業の対象者は、聖籠町に住所を有する者で、介護保険の要介護認定で要支援以上の認定を受けた者とする。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日